

市バス・地下鉄
安全報告書



令和3年7月
名古屋市交通局

目次

1	安全報告書の公表にあたって.....	1
2	輸送の安全の確保に関する基本的な方針等.....	2
2-1	安全方針.....	2
2-2	輸送の安全に関する目標.....	2
2-3	安全重点施策.....	2
3	安全管理の体制と方法.....	3
3-1	安全管理の体制.....	3
3-2	安全管理の方法.....	4
4	市バス事業.....	6
4-1	輸送の安全に関する目標.....	6
4-2	安全性向上のための取り組み.....	7
4-3	自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数.....	15
4-4	法令違反等及び運行ミスの防止.....	15
5	地下鉄事業.....	16
5-1	輸送の安全に関する目標.....	16
5-2	安全性向上のための取り組み.....	17
5-3	鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数.....	22
6	輸送の安全に関する内部監査.....	23
7	運輸防災マネジメント.....	24
8	新型コロナウイルスへの対応とお願い.....	25
9	お客さま・地域の皆さまとの連携.....	26
9-1	お客さまの声.....	26
9-2	地域の皆さまとの連携.....	26
9-3	交通局からご利用の皆さまへのお願い.....	28
	〈参考資料〉.....	29
	資料1-1 令和2年度 安全重点施策.....	30
	資料1-2 令和3年度 安全重点施策.....	32
	資料2 令和2年度 研修実績.....	34

1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業において、輸送の安全確保のために令和2年度に講じた措置及び令和3年度に講じようとする措置についてまとめたものです。

現在、市バスは767km、地下鉄は6路線93kmの路線網を有し、市バスと地下鉄が一体的なネットワークを形成しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により乗車人員が減少したものの、市民・利用者の皆さまにとって身近で利用しやすい交通手段として、両事業あわせて1日約121万人のお客さまにご利用いただくなど、名古屋市における重要な交通手段としての役割を果たしています。

今後ともこの役割を果たしていくために、交通局は、平成31年3月に策定した「名古屋市営交通事業経営計画2023」の計画の理念である「安全最優先のもと、快適さ、便利さを積極的に高めることにより、誰もが安心して利用できる市バス・地下鉄」を目指し、交通事業者としての最大の使命である安全・安心な輸送サービスの提供に、全職員が一丸となって取り組んでおります。

この計画に基づいて、職員一人ひとりが、安全意識・コンプライアンス意識をいっそう高く持ち、市民・利用者の皆さまから信頼をいただけるよう、引き続き、法令・規則等のルール、手順の厳守の徹底やコミュニケーションの活性化などに取り組んでまいります。

また、市バス・地下鉄のいっそうの安全を目指して、令和3年度には、市バス事業においては、ドライブレコーダーの更新、カメラの増設や安全確認放送装置の追加導入など、市バス車両へのさらなる安全対策に取り組み、地下鉄事業においては、鶴舞線可動式ホーム柵の設置に向けた設計、地下鉄構造物の耐震補強などの諸施策に取り組めます。両事業ともに発生させてしまった事故・故障などに対しては、しっかりと分析を行い、原因を究明した上で、有効な対策を検討し、再発防止に努めてまいります。

本市の市営交通事業は、令和4年度に100周年を迎えます。新たな100年に向けて、引き続き市民・利用者の皆さまにとって身近で利用しやすい交通手段として、安全・安心で快適な運行に努めてまいります。

名古屋市交通局長

小林 史郎

2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取り組みを推進しています。

名古屋市交通局安全方針

職員一人ひとりが、お客さまへの安全な輸送の提供が最大の使命であることを深く認識し、安心してご利用いただける“安全・安心な市バス・地下鉄”をめざします。

- 1 安全最優先を徹底します
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります
- 3 安全を守るための取り組みを絶えず見直し改善します

2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

2-3 安全重点施策

令和2年度は、次の安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組みました。

- 1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります
- 2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます
- 3 取り組み状況を点検し、改善策を考え実行します
- 4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります
- 5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

令和3年度においても、引き続き、安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

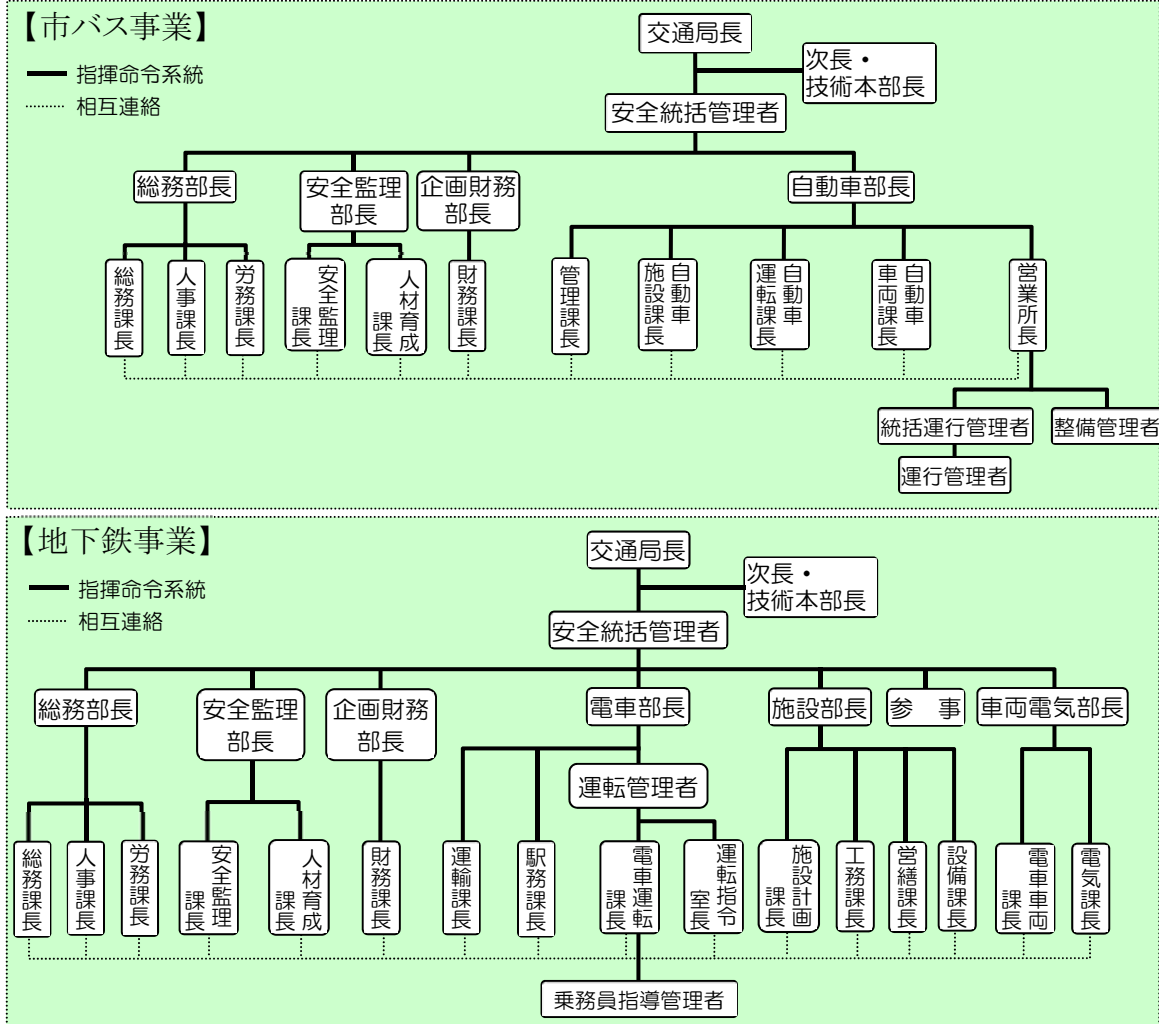
詳細については、巻末の参考資料1-1、1-2(P30～33)をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、次の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。

(令和3年4月1日現在)



※令和3年4月より、災害対応を総括する総務課を安全管理体制に組み入れ、体制の充実を図りました。

【管理者等の役割】

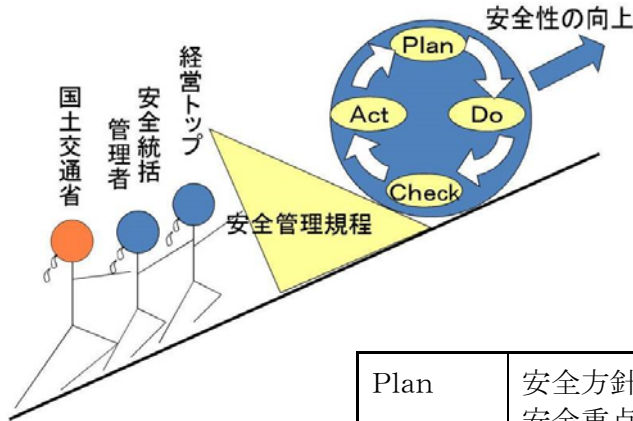
(令和3年4月1日現在)

【交通局長】 市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う	
【次長・技術本部長】 市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関して、交通局長を補佐する	
市バス事業	【安全統括管理者（次長）】 市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【統括運行管理者】 営業所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する
	【運行管理者】 営業所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する
	【整備管理者】 営業所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する
地下鉄事業	【安全統括管理者（技術本部長）】 地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する
	【運転管理者】 安全統括管理者を補佐し、運転に関する業務を統括する
	【乗務員指導管理者（運転区長）】 運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取り組みは、PDCAサイクルを活用して進めています。



Plan	安全方針、輸送の安全に関する目標、安全重点施策等の策定
Do	策定した安全重点施策等の実施
Check	目標の達成状況、安全重点施策の進捗状況などの点検
Act	点検結果に基づく見直し・改善

(1) 安全管理に関する会議

安全に関する取り組みの継続的な改善のため次のような会議を開催しています。

ア 事故総合対策検討委員会

交通局長を会長とし、事故等の防止対策や安全確保の取り組みの推進について議論しています。



イ 事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等の原因の究明や対策について議論しています。

(2) 幹部職員と現場職員とのコミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が各現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、コミュニケーションの活性化に努めています。



3 安全管理の体制と方法

(3) 運輸安全マネジメント管理者研修

管理職員の安全意識の向上や力量アップを図って、外部講師による講演会等を実施しています。

令和2年度は、「東海豪雨から20年～証言で紡ぐ東海豪雨～」をテーマにした動画の視聴(eラーニング)を実施しました。



研修動画の一部

(4) ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用しています。



ヒヤリ・ハット会議



分析実技研修



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有

※分析実技研修は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

また、「ヒヤリ・ハット対策費」として予算を計上し、寄せられたヒヤリ・ハット情報のうち、必要性又は有用性の観点から、直ちに若しくは速やかに措置の必要があると判断したものについて、事故の未然防止策を講じています。

ヒヤリ・ハット対策費の活用事例



(対策前)
地下鉄駅構内の床
(降雨時に転倒のリスク)



(対策後)
滑り止めを設置

(5) 事故・災害発生時の職員による応援

職員が市バス・地下鉄の事故・災害に遭遇し、お客さまの救護等に従事する際に、自ら交通局の職員であることを明示する「事故・災害時応援用ステッカー」を作成し、全職員に配付しています。

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

(1) 令和2年度の目標と実績

有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む

区 分		目 標	実 績
有責事故	交通事故	391件以下 (令和元年度 416件の6%以上減) ※1	383件 【170件】
	構内事故	58件以下 (令和元年度 64件の8%以上減) ※1	58件 【4件】
	有責事故の内数		
	三事故	60件以下 (令和元年度 66件の8%以上減) ※2	52件
車両故障	車両故障 (整備係非責除く)	20件以下 (令和元年度 22件から2件以上減) ※3	56件 ※4
	作業ミス故障	0件	5件

・目標設定の基礎として用いた令和元年度の件数は、令和2年4月10日時点の件数

・実績欄の【 】は、自動車保険適用件数(内数)

※1 各パーセンテージは、過去5年間の実績の平均減少率

※2 令和2年度からの新たな事故区分に基づいて集計した件数

パーセンテージは、交通事故/構内事故のうち、減少率の高い構内事故の率を採用

※3 作業ミス(元年度1件発生)の撲滅による1件、予防整備の実施による1件、計2件の削減を見込む

※4 令和2年度からの基準見直しに基づいて集計した件数

交通事故	道路上で発生した事故 ※
構内事故	営業所構内等の道路外で発生した事故 ※
三事故	有責事故のうち、運転士が注意すれば防げる3つの事故(追突、扉挟撃、発進反動)
車両故障	車両装置の故障により自動車が運行できなくなった事案(不可抗力による破損を除く)

※お客さまのおけが又は物の損壊がなかった事案を含む。

(2) 令和3年度の目標

有責事故については、発進反動事故(発進時の反動により車内客が転倒する等の事故)の防止を重点的な取組みとして掲げ、着座確認の徹底により、件数削減に努めていきます。

車両故障については、エンジン関係故障の削減を重点的な取組みとして掲げ、故障の発生状況や傾向の分析、原因の把握を進め、よりの確な予防措置を行うことにより、件数の削減に努めていきます。

有責事故件数及び車両故障件数を削減する

区 分		目 標
有責事故	交通事故	378件以下 (令和2年度 383件より削減)
	構内事故	57件以下 (令和2年度 58件より削減)
	有責事故の内数	
	三事故	46件以下 (令和2年度 52件より削減)
	発進反動事故	23件以下 (令和2年度 29件から20%以上削減)
車両故障	車両故障 (整備係非責除く)	47件以下 (令和2年度 56件より削減)
	エンジン関係故障	31件以下 (令和2年度 35件から10%以上削減)
	作業ミス故障	0件 (令和2年度 5件を撲滅)

・目標設定の基礎として用いた令和2年度の件数は、令和3年4月10日時点の件数

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取り組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取り組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。

また、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の徹底に努めています。



アルコールチェック



乗車前の車両点検

(2) 教育・訓練

令和2年度の以下の取り組みを踏まえ、令和3年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、運転士、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実績については、巻末の参考資料2をご覧ください。



外部教育機関の実車コースでの研修



各職場への巡回研修

① グループワーク研修

職員同士が安全運行に向けた課題や対策を話し合うことを通じて、安全意識の向上を図るためのグループワーク研修を実施しています。



4 市バス事業

② 外部研修機関の講師による実技研修

安全運転及び事故防止意識の更なる向上を図るため、旅客自動車の運転士を対象とした研修を専門としている外部研修機関の講師(交通心理士)による、交通心理学に基づいた事故防止のための実技指導等を実施しています。



運転特性の把握と実技指導

イ 訓練

① 水防訓練・防災訓練

災害に備えるため、例年5～6月に水防訓練を、8～9月に「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、地震発生時などの防災訓練を実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、水防訓練は縮小実施)



地震発生時の対応訓練

② 年末年始安全総点検時(12～1月)の訓練

年末年始安全総点検時に各種の訓練を行い、非常時においても冷静に手順どおり対応できるよう態勢を整えています。



お客さまの避難誘導訓練



タイヤ交換訓練

③ 体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、市バスに乗っている際に、事故や火災など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、乗降扉や非常扉を実際に操作する訓練を実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)



乗降扉の手動操作



非常扉操作

4 市バス事業

ウ 研修用教材の活用

研修用のバス車両に設置したシステム・機器や、研修所の安全学習室を活用し、運転士の運転技能や安全意識等の向上に役立っています。

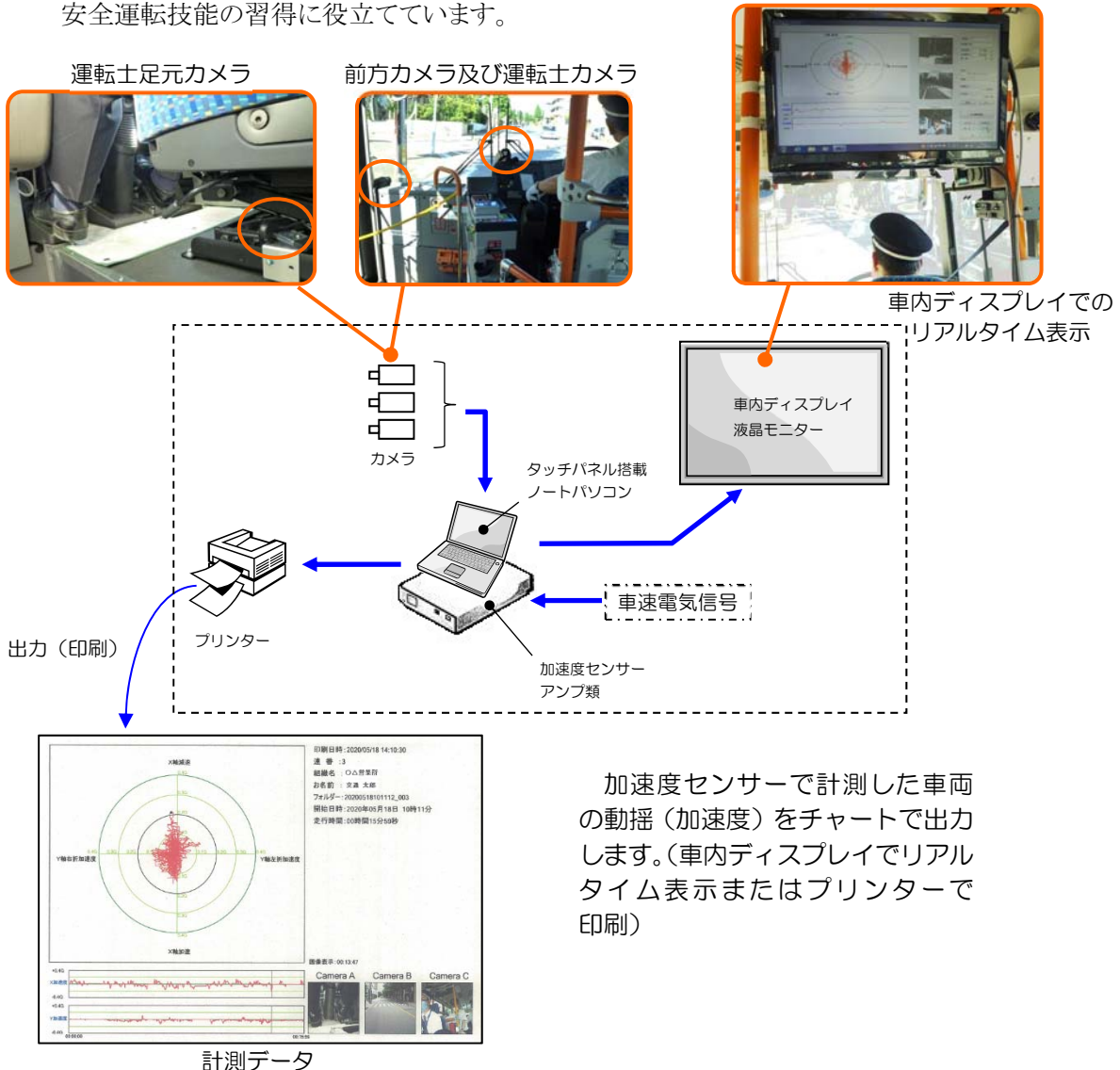
① アイマークレコーダー(視点計測装置)

アイマークレコーダー(視点計測装置)でとらえた運転士の視点をドライブレコーダーの映像に取り込み、その映像を運転士と確認しながら、走行中の状況に応じて確認がしっかりできているか検証することにより、事故防止に対する指導・教育に役立っています。



② バス加速度モニターシステム

研修用のバス車両に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立っています。



加速度センサーで計測した車両の動揺(加速度)をチャートで出力します。(車内ディスプレイでリアルタイム表示またはプリンターで印刷)

4 市バス事業

③ 安全学習室

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



4 市バス事業

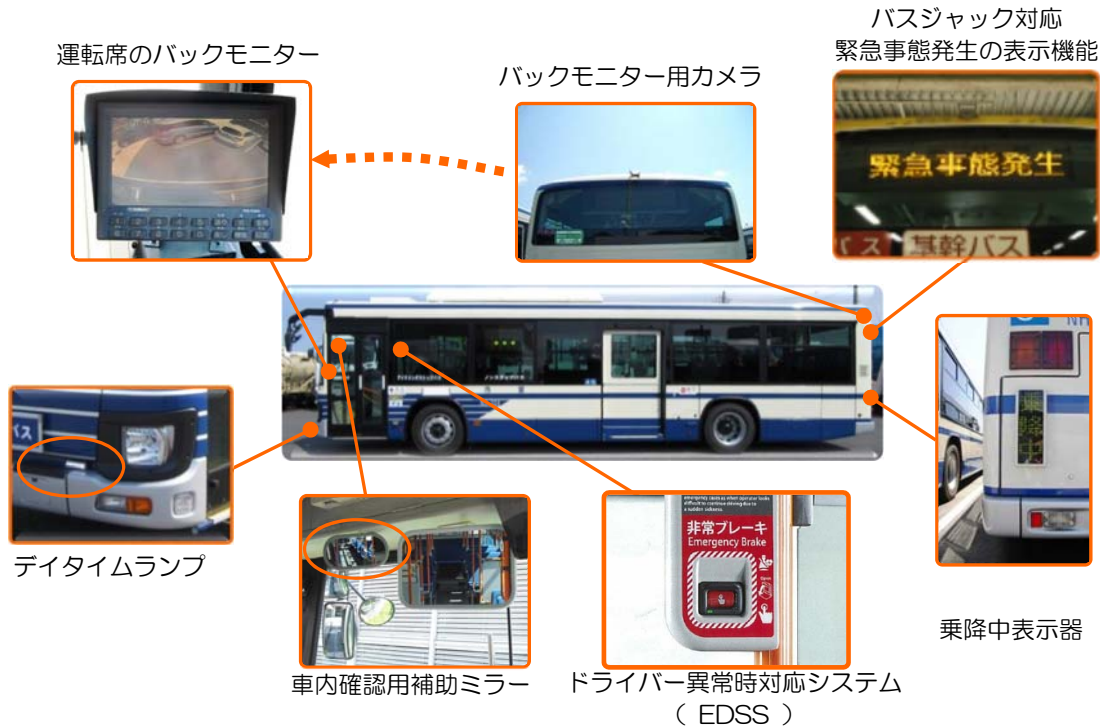
(3) 安全のための設備

令和2年度は、安全対策に約9億円を投資しました。
 今後も引き続き、安全対策を進めていきます。

ア バス車両

バス車両更新の際には、各種の安全設備を装備したノンステップバスに順次更新しており、令和2年度は30両更新しました。令和3年度は、25両を更新する計画です。(全車両ノンステップバス)

なお、令和元年度から、ドライバーに異常が発生した際に、作動スイッチを押すことで、車内外へ異常状態を報知するとともに、車両の減速を行い停車させる、ドライバー異常時対応システム(EDSS)を装備しています。



イ 安全確認放送装置

自転車利用者や歩行者との事故を防止するため、車両に安全確認放送装置を設置しています。

運転席横の起動スイッチを押すと、やさしい音色でバスの接近を周囲の自転車利用者等に知らせることができます。

令和2年度は2営業所の全車両に設置しました。

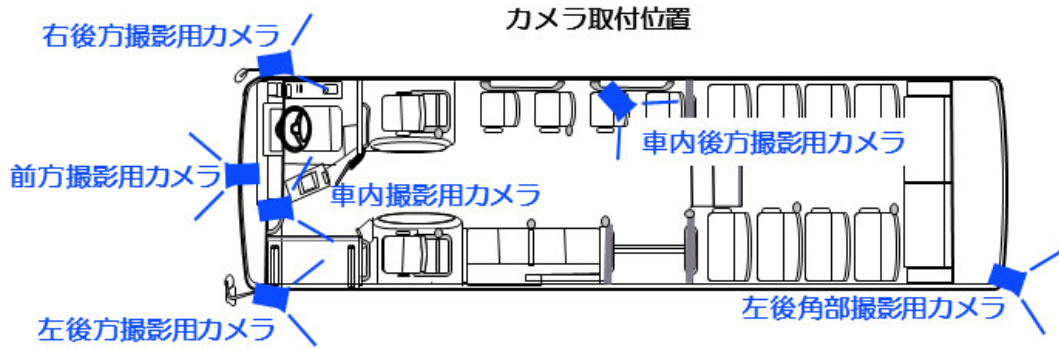
令和3年度は、さらに1営業所の全車両に設置する計画です。



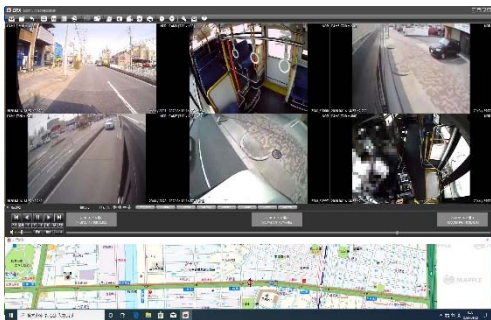
4 市バス事業

ウ デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー

運行中の加速度・減速度などのデータと、運行中の車内外の様子を記録するデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを全車に装備しています。



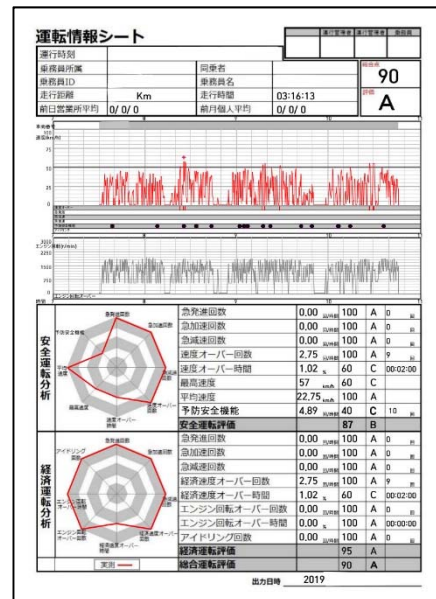
ドライブレコーダー映像の解析



事故やヒヤリ・ハット事例などの発生時の映像を収集し、運転士の指導等に活用しています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しています。

デジタルタコグラフのデータ
による運転日報



運転日報により、運転士は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

4 市バス事業

エ 運行支援システム

安全かつ適正に運行するため、画像や音声により運転士をサポートする「運行支援システム」を全車両に装備しています。

このシステムの主な機能は次のとおりです。



(ア) ダイヤ一括登録機能

指定されたダイヤ呼出番号を運行前に入力することにより、スタッフダイヤ板に表示されている複数の運行路線を一括して登録します。行先表示などを個々に設定する際に生じやすい入力作業の誤りを防止します。



(イ) 遅早発防止機能

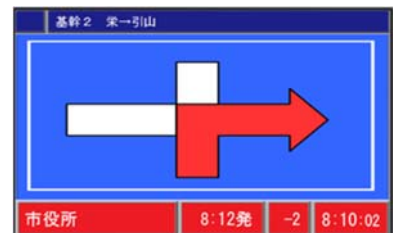
始発停留所の発車1分前に音声で注意喚起することにより遅発を防止します。

また、発車時刻になっていない停留所を赤色で表示し、この状態で乗降扉を閉めるとブザーで注意を促して、早発を防止します。



(ウ) 進路指示機能

バス路線の分岐点など、運行上注意を要する場所をあらかじめ登録しておき、そこにバスが近づくと、進行方向や停留所の位置などを画像や音声で示して、路線誤りなどの運行ミスを防止します。

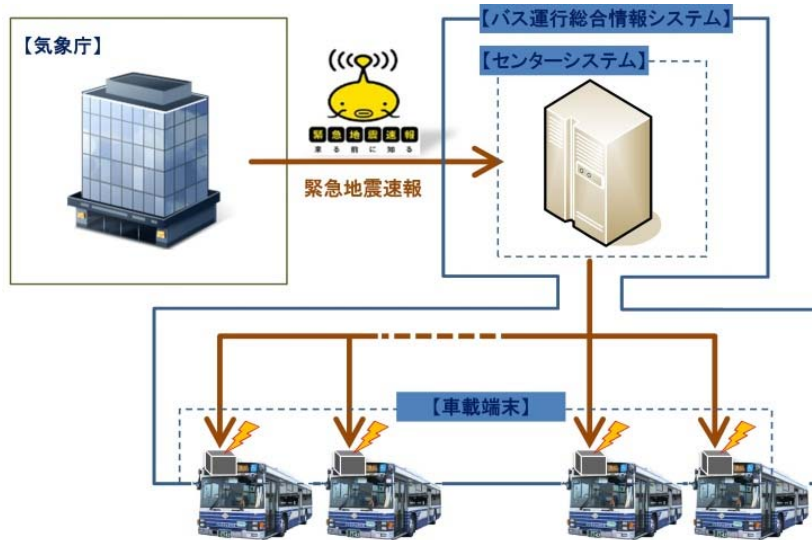


4 市バス事業

オ バス運行総合情報システム

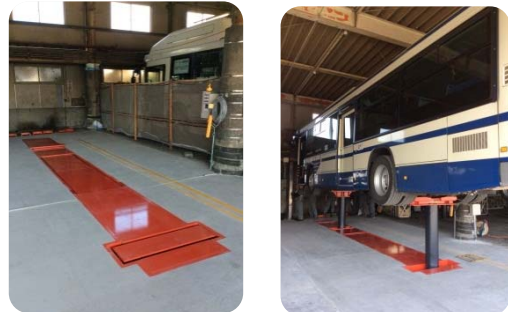
バス車両の現在位置の把握やバス営業所とバス車両との通話等による連絡のほか、緊急地震速報を全車両に配信する機能などを備えており、災害時などにも安全な運行を確保するためのシステムです。

なお、当システムの安定稼働のため、令和2年度からシステム更新に向けた構築を行っており、令和3年度に新システムへの更新を行う予定です。



カ 車両整備用ツインリフトの更新

バス車両の整備作業を安全かつ効率的に行うため、営業所の車両整備用ツインリフトを順次更新しています。



キ 積雪時等の安全対策

積雪時や路面凍結時の安全を確保するため、全車両にスタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンを導入しています。

また、雪道等での運転操作やタイヤチェーンの脱着手順等について、全運転士を対象に研修を行い、降雪時等の輸送の安全の確保に努めています。



4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数

令和2年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(自動車事故報告規則)に基づき国へ届け出た件数は130件でした。

区 分	根拠規定	件 数	備 考
死者又は重傷者を生じたもの	第3号	5件	全て重傷者
操縦装置又は乗降扉の不適切な操作により、 旅客に傷害が生じたもの	第7号	37件	
運転士の疾病により、事業用自動車の 運転を継続することができなくなったもの	第9号	17件	
車両装置の故障により 自動車が運行できなくなったもの	第11号	71件	整備係非責 15件を含む。
合 計		130件	

4-4 法令違反等及び運行ミスの防止

令和2年度は、道路交通法違反による検挙事案を19件発生させました。

法令をはじめとするルール・手順の厳守や意識改革の必要性について、繰り返し周知・指導を行うなど、法令違反等の撲滅と運行ミスの防止に努めてまいります。

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

(1) 令和2年度の目標と実績

当局の責任によって生じる運転事故・営業事故・輸送障害をゼロにする		
区分	実績	
運転事故	なし	0件
営業事故	<p>目の不自由なお客さまを誘導案内しているときに、正面から歩いてくるお客さまとすれ違う際、避けたところ、ベンチにお客さまの足が接触し、負傷させたもの。</p> <p>→ 全駅務員に対して、障害のあるお客さまの対応をする際は、細心の注意を払うよう研修・点呼時等で再確認を実施しました。</p> <p>エレベーターの扉が開き、かご内へ進入した際に、閉まってきた扉に体が挟まれ、お客さまを負傷させたもの。</p> <p>→ エレベーターの開閉ボタンには異常がなく、原因は特定できず、考えられる要因は、ボタンとボタン枠の間に一時的に異物が挟まったものと推定しています。当該ボタンは、新品と交換しました。</p>	2件
輸送障害	<p>今池駅施設改良工事に伴う溶接作業中の火災発生により列車の運休が生じたもの。</p> <p>→ 同種作業を行う際の手順書を改訂し、関係職員に周知しました。</p> <p>塗油器(休止中)付近に付着していた綿埃が、火花により発火し、運休としたもの。</p> <p>→ 休止中の塗油器を撤去し、稼働中のものは定期的に清掃を実施しました。</p> <p>列車床下機器の部品内部で経年劣化による接触不良が生じ、発煙したため運休したもの。</p> <p>→ 同種車両の当該部品の更新を実施しました。</p>	3件
合計		5件

運転事故	国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に定める鉄道運転事故及び当局の高速電車事故報告手続規程に定める死傷事故
営業事故	駅業務に関係して発生した事故 など
輸送障害	鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態

(2) 令和3年度の目標

当局の責任によって生じる運転事故・営業事故・輸送障害をゼロにする

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取り組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取り組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の徹底に努めています。



出退勤点呼



アルコールチェック

(2) 教育・訓練

令和2年度の以下の取り組みを踏まえ、令和3年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実績については、巻末の参考資料2をご覧ください。



高圧・特別高圧電気を取り扱う職員の実習

イ 訓練

① 水防訓練・防災訓練

梅雨や台風シーズンを前に、例年5～6月に水防訓練を実施しています。また、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、例年8～9月に防災訓練を実施し、災害に備えています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、いずれも縮小実施)



止水板立上げ訓練 (水防訓練)



防潮扉閉鎖訓練 (水防訓練)



避難はしごによる降車訓練 (防災訓練)

5 地下鉄事業

② 消防訓練・防犯訓練等

消防や市内の他鉄道事業者など関係機関との合同訓練や、地下鉄各駅に配備している「さすまた」を使用した防犯訓練等を実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係機関との合同訓練は縮小実施)



関係機関との合同訓練



「さすまた」を使用した防犯訓練

③ 各部門が連携した訓練

年に1回、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。

令和2年度は、「地下鉄脱線事故復旧総合訓練」として、震度7の地震により鶴舞線赤池駅近辺で列車が脱線したとの想定で、現地対策本部を設置し、各部門との情報伝達訓練、お客さまの避難誘導、脱線した列車・損傷した軌道・電気設備・施設の点検・復旧、自力走行できない列車と救援車両との連結運転を実施しました。

各訓練の実施状況



お客さまの避難誘導



脱線復旧



電気設備点検



軌道点検



連結運転

④ 体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、地下鉄運転シミュレータを活用して、電車緊急停止装置を操作するなどの訓練を実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)



電車緊急停止装置



車内非常通報装置

5 地下鉄事業

ウ 研修用教材の活用

研修所に体験型研修教材を設置し、事故及び災害時も助役、乗務員及び駅務員が冷静・的確に判断・行動し、安全を確保するための対応力向上に取り組んでいます。

① 地下鉄運転シミュレータ

コンピュータグラフィックス映像を活用し、通常の運転操作のほか非常時の対応等、実車での訓練が難しい現象を体験し、対応力を向上させる教材です。



運転士と運転指令室の連携訓練



非常時の車掌訓練

② 連動装置訓練教材

鉄道模型車両、実物と同じ信号操作卓を使用し、地下鉄の信号の仕組み、信号装置の取扱い、信号装置故障時の運転取扱いなどについて習得する教材です。



③ 転てつ器教材

実物を用いて、転てつ器の構造、信号故障時などの非常時における手動扱い及び鎖錠扱いを習得する教材です。



④ 安全学習室（再掲）

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



5 地下鉄事業

(3) 安全のための設備

令和2年度は、安全対策に約108億円を投資しました。
今後も引き続き、安全対策を進めていきます。

ア 可動式ホーム柵

お客さまの線路への転落や列車との接触を防止するため、上飯田線や桜通線、東山線、名城線・名港線へ可動式ホーム柵を設置し、鶴舞線は令和8年開催予定の第20回アジア競技大会までに完成する目標で進めています。



名城線・名港線の可動式ホーム柵

イ 駅構内カメラの機能強化

駅施設の安全利用上必要な箇所について、新たにカメラを設置するなど機能強化を図ります。
令和3年度は4駅のトイレ出入口付近にカメラを設置する計画です。



駅構内カメラ

ウ 耐震対策

耐震対策として、地下鉄構造物の耐震補強工事を行っています。
令和2年度には、1駅及び3区間の工事に着手しました。
令和3年度は、前年度着手した工事に加え、4駅及び2区間について、工事を進める計画です。



構造物の耐震補強

エ 電気設備の更新

地下鉄の電気設備(変電設備、電路設備、信号設備及び通信設備)を計画的に更新しています。
令和2年度は、伏見駅配電室電気設備等を更新しました。



伏見駅配電室 変圧器

5 地下鉄事業

オ 第2栄変電所の移設

現在、地下に設置している第2栄変電所は、電気設備の更新に併せて、令和2年度に地上への移設工事に着手しました。



第2栄変電所 主配電盤

カ 新造車両

令和2年度に、鶴舞線において、新造車両1編成を購入しました。この車両は、優れた省エネルギー性能を実現しているほか、バリアフリー、火災対策、安全対策などに配慮しています。



N3000形車両

キ 車両の主要電気機器更新

車両を安全に長く使用するため、主要な電気機器を計画的に更新しています。

令和2年度は、東山線、名城線・名港線、鶴舞線及び桜通線で合計9編成実施しました。



主要電気機器更新

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

令和2年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に基づき国へ届け出た件数は10件でした。

区分	根拠規定	概要	件数
鉄道運転事故	第3条第1項	お客さまが線路内に転落し、列車に接触し死傷したもの(鉄道人身傷害事故)	2件
		お客さまが線路内に立ち入り、列車と接触して負傷したもの(鉄道人身傷害事故)	1件
		お客さまがホーム上で進入中の列車と接触し負傷したもの(鉄道人身障害事故)	1件
輸送障害	第3条第3項	車両故障により運転見合わせが発生したもの	1件
		お客さまが自殺目的で軌道内に侵入し、運転見合わせが発生したもの	3件
		レール塗油器埃からの発火により、運転見合わせが発生したもの	1件
		駅構内での施設改良工事による溶接作業中に火災が発生し、運転見合わせが発生したもの	1件
電気事故	第3条第4項		0件
インシデント	第4条		0件
合計			10件

鉄道運転事故	列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故(自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等)などを除く	など
輸送障害	鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態	
電気事故	感電により人の死傷を生じた事故	など
インシデント	鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態	

6 輸送の安全に関する内部監査

令和2年7月14日から9月8日まで、幹部職員、本庁各課及び一部の公所を対象として内部監査を実施しました。

指摘事項、改善事項及び優良事項は次のとおりです。



内部監査の様子

【指摘事項】 なし

【改善事項】 なし

【優良事項】 3件

優 良 事 項	
市 バ ス 事 業	外部講師による事故複数回惹起者等に対する研修の実施 (マンツーマンに近い体制で実施、研修受講者の研修後の事故の減少)
地 下 鉄 事 業	技術職場における技術継承が喫緊の課題であると認識し、公所とともに独創性を持った訓練を実施(不使用となった装置を訓練用に改造して活用)
	過走の防止対策として、「手動運転実施中」の札を作成して運転台に設置(職員発案の再発防止策を所属全体の取り組みとして採用・実施)

7 運輸防災マネジメント

令和2年7月、国土交通省が「運輸防災マネジメント指針」を策定しました。

この指針は、自然災害の頻発化・激甚化が輸送の安全の脅威となることや、運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラであり、災害時も事業継続が必要であること等を背景としており、運輸事業者の自然災害への状況に応じた的確で柔軟な対応力の向上を図り、輸送の安全確保を図ることを目的として策定されました。

この指針の策定を受け、名古屋市交通局においては、以下の目標・施策に取り組み、年度毎に振り返りを実施していくこととしました。

【令和3年度目標】

運輸防災に関する目標
自然災害発生時において輸送の安全を確保するとともに、業務活動を維持・早期回復するための対応力の向上を図る

【令和3年度運輸防災重点施策】

実施事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄構造物の耐震補強 ・変電所の新設 ・地下鉄運行情報提供大型モニターの導入

8 新型コロナウイルスへの対応とお願い

名古屋市交通局では、新型コロナウイルスへの対応として、次のことに取り組んでいます。

【感染防止対策】

・車両の抗ウイルス・抗菌加工

令和3年3月より市バス・地下鉄車両の抗ウイルス・抗菌加工を順次実施しており、7月末までに全ての車両に施工する予定です。



・消毒

駅及び車両の日常清掃において、次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用した消毒作業を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症のり患者が利用したことが判明した場合は、同様の消毒作業を随時実施しています。



・車内換気

市バス・地下鉄では、全車両で換気扇を常時使用した換気を行っています。また、一部の窓を開けて走行しています。

市バスでは、始終点でのドアを開けた車内換気も実施しています。



・職員の取り組み

市バス・地下鉄の運行にあたり、乗務員、駅務員等の職員はマスクを着用いたします。また、営業所及び駅などでは、手洗い、うがい等を実施し感染予防に努めています。



・ビニールカーテンの設置

市バス運転席及び地下鉄駅長室、改札窓口にはビニールカーテンを設置しています。

【お客さまへのお願い】

「新しい生活様式」の定着に向けて、市バス・地下鉄のご利用のお客さまへ、以下のご協力をお願いしています。

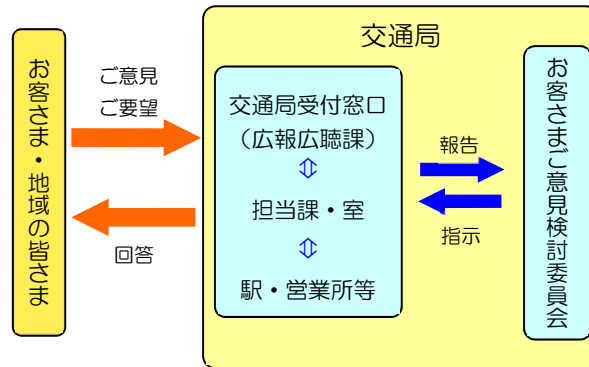
- ・車内でのマスクの着用についてご協力をお願いいたします。
- ・車内での会話は控えめにさせていただきますようご協力をお願いいたします。
- ・混雑緩和のため、時差出勤・分散乗車等にご協力をお願いいたします。

9 お客さま・地域の皆さまとの連携

9-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、公式ウェブサイトの受付フォームをはじめ、電話、文書、面談等によりいただいております、できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめ役職者で構成する「お客さまご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に活用しています。



9-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取り組みと位置付け、次のような活動を進めています。

ア 市民参加型防災訓練

交通局研修所において、地域の皆さまにもご参加いただき、地下鉄における防災対策、職員の教育・訓練を広く知っていただくとともに、職員の防災対策能力を向上させる訓練を実施しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)



イ こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取り組みを実施しています。

地下鉄全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちの保護や、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



ウ 出張トーク

出張トークは、市営交通事業についての理解を深めていただくため、交通局職員が地域団体(地域女性団体連絡協議会等)や施設見学者に対して開催する講座です。(令和2年度は開催の要望がありませんでした)

エ 市営交通懇談会

より便利で、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、市営交通懇談会として、市内全16区の地域代表の方々から広く声をお聞きしています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催としました)

9 お客さま・地域の皆さまとの連携

オ 市バス事故防止教室

市バスを安全にご利用していただくため、平成25年度より、各区社会福祉協議会主催の「高齢者はつつ長寿推進事業(65歳以上対象)」に参加されている方を対象に、車内事故の実態や原因、気を付けていただきたいことなどを内容とした講座を開催しています。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)



9 お客さま・地域の皆さまとの連携

9-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐため、次のことについてご協力をお願いします。

<p>車内事故防止のため吊革や握り棒をご利用ください</p> <p>走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。</p>	
<p>降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います</p> <p>バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ちくださるようお願いいたします。</p>	
<p>停車中のバスの前後に注意！</p> <p>停車中のバスの前後は、走行中の車から、道路横断者が見えない状況になりますので、バスの前後を横断することはおやめください。</p>	
<p>駆け込み乗車は大変危険です</p> <p>扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。 発車予告ホンが鳴りましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。</p>	
<p>エスカレーターは立ち止まってご利用ください</p> <p>エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となり、大変危険です。 黄色い枠線内に立ち、手すりにつかまり2列にならんで前のお客さまとの間隔を空けてご利用ください。</p>	
<p>いざというときのために</p> <p>交通局では、地下鉄の災害発生時における予備知識を深め、非常事態にどう行動し、どこへ逃げるか等、避難の仕方をあらかじめイメージしていただき、お客さまの安全をより確実なものとするため、「地下鉄安全ガイドブック」を作製しました。 駅長室等で無料で配布していますので、いざというときのためにぜひ、ご覧ください。</p>	
<p>車いす・ベビーカーのご利用にあたって</p> <p>バス車内では安全のため車いす・ベビーカーを固定させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 また、大変危険ですので、車いす・ベビーカーでのエスカレーターのご利用はご遠慮ください。</p>	
<p>乗車マナーをお守りください</p> <p>全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や、飲食などはご遠慮ください。 混雑時に大きなカバンやリュックサックをご使用の際は、周りのお客さまのご迷惑とならないようご協力をお願いします。 また、優先席付近では混雑時は携帯電話の電源をお切りください。</p>	
<p>ながらスマホは大変危険です</p> <p>線路内への転落事故や列車との接触事故を防止するため、歩きながらの携帯電話・スマートフォンのご使用はご遠慮ください。</p>	

参 考 资 料

令和2年度 安全重点施策（市バス事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 三事故の防止
- ◎ 法令違反・不適切事案の撲滅
- ◎ 運行ミスの削減
- ◎ 作業ミスによる車両故障の撲滅

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ ドライブレコーダーの更新
- ◎ 安全確認放送装置の導入拡大
- ◎ 予防整備の推進

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施
- ◎ 営業所ごとの取組みの分析及び優れた取組みの横展開

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進
- ◎ 日常的な運転と整備のコミュニケーションの円滑化

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 運転士の指導・教育の充実
- ◎ 外部講師を招いた研修を実施

令和2年度 安全重点施策（地下鉄事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- 過去の事象を踏まえ基本動作、手順、マニュアル等の遵守状況を確認します。
 - ◎ 運転事故、営業事故の削減
 - ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り（2回/年）
 - ◎ 技術部門における過去の事故・ヒューマンエラー等への再発防止策の実施確認（2回/年）
 - ◎ 工事請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ① 軌道内転落事故を防止するため、設備対策を進めます。
 - ◎ 名城・名港線可動式ホーム柵の整備
 - ◎ 名城・名港線可動式ホーム柵の整備に向けた車両改造
 - ◎ 名城・名港線可動式ホーム柵の整備に伴う電気設備工事
- ② 施設、車両、電気設備の計画的な改修を行います。
 - ◎ 地下鉄構造物の耐震補強
 - ◎ 車両の電気機器更新
 - ◎ 変電設備の更新

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況の確認を重点とした内部監査を実施します。
 - ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ① 風通しの良い職場風土作りを進めます。
 - ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ② ヒヤリ・ハット情報の一層の収集・分類・活用を進めます。
 - ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
 - ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- 安全確保に必要な知識・技能を向上するため、教育・訓練等を計画的に実施します。
 - ◎ グループワークの実施
 - ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り（2回/年）（再掲）

令和3年度 安全重点施策（市バス事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 発進反動事故の20%削減
- ◎ 作業ミスによる車両故障の撲滅
- ◎ 道路交通法違反の撲滅
- ◎ バス停通過事案の10%削減

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ ドライブレコーダーの更新
- ◎ 安全確認放送装置の導入拡大
- ◎ 予防整備の推進

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 運転士の指導・教育の充実
- ◎ フォローアップ指導の実施
- ◎ 外部講師を招いた研修を実施

令和3年度 安全重点施策（地下鉄事業）

1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 運転事故の削減
- ◎ 営業事故の削減
- ◎ 工事請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ 鶴舞線可動式ホーム柵の整備
- ◎ 変電所の新設
- ◎ 地下鉄構造物の耐震補強
- ◎ 車両の電気機器更新
- ◎ 変電設備の更新

3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 地下鉄事故等調査検討部会で報告した事故等の再発防止策の確認及び効果検証
- ◎ 技術部門における過去の事故・ヒューマンエラー等再発防止策の実施確認及び点検（2回/年）
- ◎ 内部監査の実施

4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用
- ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進

5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 電車部における運輸安全マネジメント教育の徹底
- ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り（2回/年）

令和2年度 研修実績

〔両事業共通〕

	名称	対象者	内容	実績
職制等	運輸安全マネジメント管理者研修	管理職員	安全意識の向上と管理職員としての役割の理解促進	76名
	コンプライアンス研修	部長級・課長級職員	「パワーハラスメントの防止」に基づいた講演及び演習	72名
	コンプライアンス研修	係長級職員	「パワーハラスメントの防止」に基づいた講演及び演習	164名
	コンプライアンス研修	主任・助役相当職	「パワーハラスメントの防止」に基づいた講演及び演習	62名
	コンプライアンス研修	指導職職員	「パワーハラスメントの防止」に基づいた講演及び演習	113名
	内部監査員養成研修	内部監査員養成対象者 (課長級・係長級職員)	内部監査の理解促進 及び監査技術・手法の習得	9名
	内部監査員スキルアップ研修	内部監査員指名者 (課長級・係長級職員)	実践的な演習を通じた 内部監査技術・手法の習得	12名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	実績
職制	事故防止指導者研修	営業所の令和2年度 新任所長・首席助役	バスの構造上の特性や事故防止に関する効果的な指導方法の習得	6名
助役	助役養成研修	助役選考試験合格者	助役として必要な知識及び技能の習得	7名
	助役2年目研修	助役2年目	非常時における対応と 情報連絡体制の確認	6名
	ダイヤ実務専門研修	助役	職務上必要な ダイヤ作成実務能力の向上	6名
	主任助役研修	主任助役	事故や苦情への対応・再発防止・指導 方法の習得	4名
運転士	バス運転士養成研修	新規採用者	バス運転士として必要な知識 及び技能の習得	43名
	バス運転士2年目研修	運転士2年目	デジタル機器で記録したデータを基に 安全な運行に必要な技能・知識を再確認 及び指導員によるカウンセリング	19名

〔市バス事業〕

	名称	対象者	内容	実績
運転士	バス運転士4年目研修	運転士4年目	外部研修機関の研修コースで、さまざまな走行体験により、事故防止・運転技能・安全意識の向上を目指す	33名
	バス運転士6年目研修	運転士6年目	大型車の特性の再認識と、事故事例をふまえた安全運転技術等の習得	15名
	バス運転士8年目研修	運転士8年目	デジタル機器で記録した運転技能診断を基に安全な運行に必要な技能・知識を再確認	21名
	バス運転士15年目研修	運転士15年目	運転の基本動作の再確認と、運転操作技術の向上を目指す	59名
	指導運転士研修	指導運転士に任命される運転士	指導運転士として必要な知識及び技能の習得	8名
	指導運転士能力向上研修	指導運転士	運転の基本動作の再確認と、運転操作技術の向上を目指す	15名
	業務習得（職場内研修）	乗務員	事故事例等を取り入れた事故防止対策の研修	月1回
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な心構え・基礎知識・技能の習得	5名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・基礎知識の再確認と業務改善手法の習得	1名
	ミドル研修（技術）	採用15年目	熟練職員として期待される役割の再認識、業務改善手法の習得	5名
	自動車車両技術専門研修	自動車車両関係技術職員	バス車両に関する専門技術の習得	4名
	スキルアップ研修(技術)	採用8年目の運輸技師	中堅職員としての役割の再認識と、業務改善の手法の習得	6名
	KYT研修	自動車部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故・公務災害の未然防止手法の習得	5名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を取り扱う技術職員	低圧電気の基礎知識・危険性の理解と安全な取扱方法の習得	6名
	危険体感研修	自動車部門の技術職員	作業に潜む危険の芽の模擬的な体感・体験による危険に対する意識の向上	1名

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	実績
助役等	2年目研修	助役・運転士・車掌・ 駅務員各職2年目	業務知識の再確認と運転シミュレータ を使用した非常時対応訓練	76名
助役	キャリアアップ研修	助役5年目	運転事故防止教育、異常時訓練など、 中堅監督者として必要な 知識及び技能の習得	5名
乗務員	電車車掌養成研修	車掌選考試験合格者	車掌として必要な 知識及び技能の習得	8名
	電車運転士養成研修	運転業務選考試験合格者	運転士として必要な 知識及び技能の習得	6名
	スキルアップ研修	電車運転士5年目	ヒューマンエラーの防止、 異常時の取扱い等の習得	29名
	ミドル研修	電車運転士10年目	ヒューマンエラーの防止、 異常時の取扱い等の習得	30名
	指導操縦者研修	指導操縦者に 任命された運転士	指導操縦者として必要な 知識及び技能の習得	11名
駅務員	駅務員養成研修	新規採用者	駅務員として必要な知識 及び技能の習得	30名
	指導駅務員研修	指導駅務員に任命され た駅務員	指導駅務員として必要な 知識及び技能の習得	1名
	15年目研修	駅務員15年目	異状時の対応訓練を行い、安全意識 の向上を目指す	10名
技術職員	新規採用者研修（技術）	新規採用者	交通局職員として必要な 心構え・基礎知識・技能の習得	39名
	2年目研修（技術）	採用2年目	交通局職員として必要な心構え・ 基礎知識の再確認と 業務改善手法の習得	11名
	スキルアップ研修(技術)	採用8年目の運輸技師	中堅職員としての役割の再認識と、 業務改善の手法の習得	17名
	ミドル研修（技術）	採用15年目	熟練職員として期待される役割の 再認識、業務改善手法の習得	11名

〔地下鉄事業〕

	名称	対象者	内容	実績
技術職員	指導職研修（技術）	指導職に 任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの 発揮方法、業務改善方法、 交通局職員として必要な知識の習得	13名
	助役相当職研修（技術）	助役相当職に 任命された技術職員	仕事の教え方、リーダーシップの 発揮方法、業務改善方法、 交通局職員として必要な知識の習得	5名
	工務技術専門研修	軌道関係技術職員	軌道・鉄道構造物に関する技術 及び安全に対する知識の習得	52名
	電車車両技術専門研修	電車車両関係技術職員	電車車両に関する基本的な知識・ 原理及び機能の再確認、関連法規、 施設等に関する知識の習得	74名
	電気技術専門研修	電気関係技術職員	電気設備の工事及び維持管理に 必要な知識の習得	41名
	工事技術専門研修	工事監督業務に 携わる技術職員	工事監督業務に 必要な基礎知識の習得	23名
	認定鉄道事業者制度に関する 業務研修	地下鉄部門の技術職員	制度の理解、設計実務、竣工確認 について必要な知識・技能の習得 及び維持向上	181名
	KYT研修	地下鉄部門の技術職員	危険予知活動の趣旨・必要性の理解 と事故や公務災害の未然防止を図る 手法の習得	39名
	低圧電気取扱者特別教育	低圧電気を 取り扱う技術職員	低圧電気の基礎知識、危険性、 安全な取扱方法等の 学科及び実技による習得	36名
	高圧・特別高圧電気取扱者 特別教育	高圧・特別高圧電気を 取り扱う技術職員	高圧・特別高圧電気の基礎知識、 危険性、安全な取扱方法等の 学科及び実技による習得	35名
危険体感研修	地下鉄部門の技術職員	作業に潜む危険の芽の模擬的な体 感・体験による危険に対する意識の 向上	6名	

安全報告書についてご意見をお寄せください。

TEL : (052) 972-3948 | FAX : (052) 972-3847

(安全監理部 安全監理課 安全対策推進係)

安全報告書は、名古屋市交通局ウェブサイトで公表しています。

(パソコン) <https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/pc/ABOUT/TRP0000727.htm>

(スマートフォン) <https://www.kotsu.city.nagoya.jp/jp/sp/ABOUT/TRP0000727.htm>

編集発行 名古屋市交通局 安全監理部 安全監理課